

議案第 6 1 号

南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任を免れる額)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 市長 基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額
- (2) 副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 基準給与年額に2を乗じて得た額
- (4) 職員(前2号に掲げる職員を除く。) 基準給与年額の額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案第62号

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条  
例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を  
改正する条例

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例(平成 30 年南あわじ市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「法第 6 条」を「法第 7 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「法第 7 条」を「法第 8 条」に改める。

第 14 条を第 17 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(空家等管理活用支援法人の指定等)

第 16 条 市長は、法第 23 条に規定する空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)を指定したときは、法第 25 条及び第 26 条の規定により支援法人を監督し、及び支援法人に対して情報を提供するものとする。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条を第 14 条とする。

第 11 条第 1 項中「法第 14 条又は第 9 条第 4 項」を「法第 22 条又は第 10 条第 4 項」に、「とる」を「採る」に改め、同条を第 13 条とする。

第 10 条第 1 項中「法第 14 条第 3 項」を「法第 22 条第 3 項」に改め、同条を第 12 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第 11 条 市長は、空家等の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、法第 14 条の規定に基づく請求をすることができる。

第 9 条の見出しを削り、同条第 1 項中「法第 14 条第 1 項から第 13 項」を「法第 22 条第 1 項から第 17 項」に、「とる」を「採る」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「法第 14 条第 2 項」を「法第 22 条第 2 項」に改め、同条第 4 項中「とる」を「採る」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

(管理不全空家等、特定空家等及び準特定空家等に対する措置)

第 9 条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第 13 条の規定による必要な措置を採るものとする。

## 附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日から施行する。

南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 (市の責務)</p> <p>第4条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条</u>の規定に基づき、空家等対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 (審議会の設置)</p> <p>第6条 <u>法第7条</u>に規定する協議会として、市に南あわじ市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条・第8条 略</p> <p><u>(特定空家等及び準特定空家等に対する措置)</u></p> <p>第9条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第14条第1項から第13項までの必要な措置をとるものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>法第14条第2項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を</p>	<p>第1条～第3条 略 (市の責務)</p> <p>第4条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条</u>の規定に基づき、空家等対策計画（以下「対策計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略 (審議会の設置)</p> <p>第6条 <u>法第8条</u>に規定する協議会として、市に南あわじ市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条・第8条 略 <u>(管理不全空家等、特定空家等及び準特定空家等に対する措置)</u></p> <p>第9条 市長は、<u>管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定による必要な措置を採るものとする。</u></p> <p>第10条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第22条第1項から第17項までの必要な措置を採るものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>法第22条第2項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を</p>	

与えるものとする。

3 市長は、法第14条第2項、同条第3項、同条第9項又は同条第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、準特定空家等の所有者等に対し、状態の改善を図るために必要な措置をとるよう助言し、又は指導することができる。

(公表)

第10条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。この場合において、市長は、当該公表に係る所有者等に対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(応急措置)

第11条 市長は、法第2条第2項に規定する状態又は第2条第3号アからエまでに規定する状態にある空家等について、市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため、第8条の規定による認定を行い、法第14条又は第9条第4項の規定による措置をとる時間的余裕がないと認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を行うことができる。

2 略

与えるものとする。

3 市長は、法第22条第2項、同条第3項、同条第9項又は同条第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、準特定空家等の所有者等に対し、状態の改善を図るために必要な措置を採るよう助言し、又は指導することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第11条 市長は、空家等の適切な管理のため特に必要があると認めるときは、法第14条の規定に基づく請求をすることができる。

(公表)

第12条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。この場合において、市長は、当該公表に係る所有者等に対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(応急措置)

第13条 市長は、法第2条第2項に規定する状態又は第2条第3号アからエまでに規定する状態にある空家等について、市民等の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため、第8条の規定による認定を行い、法第22条又は第10条第4項の規定による措置を採る時間的余裕がないと認めるときは、当該被害を防ぐため必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を行うことができる。

2 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

第14条 略

第15条 略

(空家等管理活用支援法人の指定等)

第16条 市長は、法第23条に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）を指定したときは、法第25条及び第26条の規定により支援法人を監督し、及び支援法人に対して情報を提供するものとする。

第17条 略